

令和5年度 佐伯区スポーツセンター専用調整について

1 対象および使用条件

- (1) 大会や講習会等を除く、すべての団体活動による使用。(不定期活動も含む。)
- (2) 原則として、週1回(2時間まで)を上限とする。※日曜日から土曜日
- (3) 使用可能時間は、9時~21時(7~9月は8時30分~21時30分)。
ただし、大会等で専用使用時、及び主催事業を開催している時は除く。

2 方法

- (1) 利用希望書の提出。(直接窓口へ提出、またはEメールで送信)
毎月末までに3か月先の利用希望を提出。
送信先メールアドレス：saeki-sc@sports-or.city.hiroshima.jp
- (2) 希望日時が重複した場合、該当団体のみ参加の調整会議を第2木曜日19時から行う。
該当団体には、事前に調整会議に出席するよう案内連絡を行う。
当日、団体同士で話し合い、利用日時を決定する。
- (3) 決定後、すべての団体に大会や事業等での不可も含め、利用希望書に可否(結果)を記入し、利用時またはEメールで回答する。

3 利用希望書提出日

提出締切	利用月
3月31日(金)	2023年 6月分
4月30日(日)	7月分
5月31日(水)	8月分
6月30日(金)	9月分

※令和5年10月から耐震工事による臨時休館を予定しているため、9月分までの希望を受付けます。(2023年2月現在)

なお、今後予定が変更になりましたら、改めてご案内いたします。

4 調整会議予定日

会議日	調整月
4月13日(木)	2023年 6月分
5月11日(木)	7月分
6月 8日(木)	8月分
7月13日(木)	9月分

時間：19時~

場所：佐伯区スポーツセンター 応接室

5 専用利用料金の還付について

利用料金の還付については、広島市スポーツ施設利用料金返還申請手続きにより還付します。
キャンセルをする場合は、速やかにスポーツセンターまで連絡してください。

区 分	返還額
利用者（専用許可を受けた者を含む。）の責めに帰することができない理由により使用することができない場合	全額
専用許可を受けた者が利用日の <u>1週間前まで</u> に使用の取消し又は変更を申し出た場合	全額
専用許可を受けた者が利用日の <u>前日まで</u> に使用の取消し又は変更を申し出た場合	半額

注意：仮に利用日が木曜日の場合は、前週の水曜日までが一週間前となる。

6 その他

- (1) 利用料金は、使用する月の前月 10 日までに使用許可申請書を記入し納付してください。
- (2) 使用当日は使用許可申請書を受付に提示し、原状回復点検表を受け取ってください。

7 問い合わせ

佐伯区スポーツセンター

〒731-5136 広島市佐伯区楽々園6丁目1番27号

TEL (082) 924-8198 FAX (082) 924-8199